

三春町告示第1号

平成30年第1回三春町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成30年1月24日

三 春 町 長 鈴 木 義 孝

- 1 日 時 平成30年1月31日（水）午前10時00分
- 2 場 所 三春町議会議場
- 3 付議案件
(1) 議案第1号 田村広域行政組合格約の変更について

平成30年三春町議会第1回臨時会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員(16名)

1番 新田 信二

2番 本田 忠良

3番 陰山 丈夫

4番 松村 妙子

5番 山崎 ふじ子

6番 鈴木 利一

7番 佐藤 一八

8番 渡辺 正久

9番 三瓶 文博

10番 佐久間 正俊

11番 小林 鶴夫

12番 橋本 善次

13番 影山 常光

14番 日下部 三枝

15番 影山 初吉

16番 佐藤 弘

2) 不応招議員(なし)

2 会議に付した事件は次のとおりである。

(1) 議案第1号 田村広域行政組合格約の変更について

平成30年1月31日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 陰山 丈夫
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長 増子 伸一 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	坂本 浩之

総務課長	伊藤 朗	財務課長	佐藤 保良
住民課長	遠藤 信行	除染対策課長	村田 浩憲
税務課長	佐久間 孝夫	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 敏夫	産業課長	新野 徳秋
建設課長	宮本 久功	会計管理者兼 会計室長	安部 良明

教育 長	高橋 正美	教育次長兼教育課長	永山 晋
生涯学習課長	本間 徹		

農業委員会会長	大内 昭喜
---------	-------

代表監査委員	村上 弘
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成30年1月31日（水曜日）午前10時44分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案の提出
議案第1号 田村広域行政組合規約の変更について
- 第4 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第5 議案の質疑

第 6 議案の審議

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時44分)

○議長 会議に先立ち報告いたします。執行者側より、滝波広寿企業局長が、病気療養中のため本臨時会について欠席となる旨の届出がありましたので報告いたします。

……………・開会……………

○議長 ただいまから平成30年第1回三春町議会臨時会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

……………・会議録署名議員の指名……………

○議長 日程第1により「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番鈴木利一君、7番佐藤一八君のご両名を指名いたします。

……………・会期の決定……………

○議長 日程第2により「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。
なお、本日の議事日程につきましては、お手元に配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

……………・議案の提出……………

○議長 日程第3により「議案の提出」を行います。
提出議案は、配布いたしました議案書のとおり議案第1号「田村広域行政組合規約の変更について」の1議案であります。

……………・町長挨拶並びに提案理由の説明……………

○議長 日程第4により「町長挨拶並びに提案理由の説明」を求めます。
鈴木町長。

○町長 臨時会ということで、議員の皆さん方ご苦勞様でございます。
それでは、議案の説明をいたします。
議案第1号「田村広域行政組合規約の変更について」
田村東部環境センター基幹改良・維持管理及び可燃ごみ処理に係る事務の追加に伴い、田村広域行政組合規約を変更することについて協議があったので、これに応じるため、議会の議決を求めるものであります。
これだけでは中味がよくわからないと思いますので、補足的に説明を申し上げたいと思います。

まずはじめにですね、今回東部に集約をして田村1か所でごみ処理をしようという場所の選定についての経緯を申し上げたいと思います。

田村西部工業団地が決まった時期ですね、当時住民運動があつて、かなり長い期間を要しました。そんなことから、当時田村郡内の首長で次はどこにするか決めておこうと、こういうふうな話し合いが行われまして、ごみ処理とか最終処分場とかでね、これに類似するような施設のまだ無い町村、常葉町、大越町、そして都路村ですね、これらの順に今後は場所を

持っていこうと、こういうふうな話し合いがなされて、申し合わせができたわけであります。

そうしているうちに、埋め立て処分場が必要になったと、こういうことで、常葉、順序からいって常葉に造るということで常葉に処分場の建設をしたわけであります。そうしているうちに、町村合併が進みまして、田村市が誕生したわけであります。そうこうしているうちにですね、今度は32年までというね、考え方に立って東部・西部改修工事などを進めてきた経緯があるわけでありますが、次は場所をどこにしようかと、こういうことであったんですが、田村市長、当時の富塚市長がですね、前の申し合わせはありますけれども、田村市が合併したんで、場所は田村市に任してくれと、こういうふうな話になりまして、いいでしょうと、こういうことで、理事会で田村市に場所の選定は任せたと、こういう経緯がありまして、田村市はいろいろ検討した結果、東部の施設を改修して進めれば1か所で可能だと、こういうふうな判断に立って田村市が東部ということにしてきたんで、三春、小野はいいでしょうと、そういうことで、東部1か所ということによって場所決定がなされてきた経緯があります。

それに基づいて広域の事務方はいろいろ準備を進めてきたわけでありますけれども、これまで、広域、それから田村、小野の議会では可決をされたと、こういうふうなことでありますけれども、三春議会についてはいろいろご質問などいただいてきまして、事務方でいろいろそれらの答弁などもしてきたんですけれども、いかんせんですね、広域の組織の事務局長とか課長はね、田村市、三春町から2年間出向させて行ってきました。ただ、今回このような大きな事業があるもんですから、あと2年延長と、こういうことで今進めているわけでありますけれども、こういう事業推進の経験の浅い職員なだけにですね、いろいろ不備・不手際があったかと思えますけれども、その辺は私も理事としても感じているところはありますけれども、今申し上げたようなことでね、あまり職員を責めるばかりはいかないということもありまして、今現在に至っているわけでありますけれども、その辺はご理解をいただきたいなとそうふうに思います。

そして、今回の田村広域行政組合の規約改正は、現在の西部・東部環境センターのごみ焼却施設を田村東部環境センター1か所に集約するため、共同処理する事務に田村東部環境センター基幹改良・維持管理及び可燃ごみ処理に係る事務を追加し、基幹改良に伴う建設経費及び基幹改良後の運営経費の負担割合を定めるものであります。

なお、組合格約改正は平成30年2月1日から施行するとしていることから、本日ですね、1月31日までの構成市町の議会の同意をもって県へ組合格約改正許可申請を提出することとなっているわけであります。

次にですね、今回の集約することで得られる便益と言いますかね、それは復興特別交付税が受けられることにより、構成市町の財政負担が軽くなると、こういうことがございます。現在の見込みですと、10億円から14億円程度の交付が見込まれると、こういうことであります。こういう施設整備の中でですね、後にも先にもですね、こういう復興特別交付税が措置されるっていうのはおそらく二度と無いだろうと、このように思われます。そういう意味で、今回は大きなチャンスだと、このように捉えております。

それから、集約することのスケールメリットですね。現在三春町が広域行政組合に支払う負担金は年間1億5千7百万円余りでありまして、例えば15年で計算しますと23億5千5百万円ですが、試算ではこれを下回ると見込まれております。三春からの搬入距離は遠くなりますが、それらの経費については今広域で調整をするということで話し合いを進めております。

今日が最終期限ということでありますのでね、議案が否決あるいは継続審査となった場合復興特別交付税の交付は確定されず、構成市町の財政負担は極めて大きくなると、このように判断されるわけであります。したがってですね、今日万が一と言いますかね、例えば継続となっても、継続審査というものは発生しません。今日で終わりですからね。ですから、継続とか否決とかなった場合はこの事業は一旦振り出しに戻す以外に方法はありません。

つまり、平成30年度事業で国・県と協議をしてきておりまして、広域としては取り下げる以外に方法はありません。ですから、取り下げて新たなスタートとなりますと、丸一年遅れます。遅れた場合にこの復興特別交付税が見込めるのかというと、全く不透明でわかりません。役場庁舎もそうでありますけれども、今回新たにこの復興特別交付税っていうのがね、追加的にと言いますかね、国の方針が定まったんですが、平成32年までと、こういうことでありますのでね、その辺を議会の皆さん方十分ご理解をいただきたいと、このように思います。

それから、首長が集まった時に雑談の中で、こんな話が出ております。三春は反対なら反対でいいよと。早く結論出して欲しいもんだと。軽くそういう雑談の中ではありますけれども話題になっております。万が一東部のこの1か所にして集約しようということに三春が反対の意思表示をしたならば、田村広域のこのごみ処理から脱退したと同じような状況に追い込まれるのではないかと。今は同じ土俵で議論してますから何でも言えるわけでありますけれども、東部に集約すんの反対だと、こういうふうな意思表示をされたならば、三春はそれからもう自ら土俵から降りたと、こういうふうに解釈されるんじゃないかと思って今危惧をしてます。そうなった場合に、三春町は単独でごみ処理はできません。ごみの量が少なくてね、ごみ処理施設を稼働することは全く不可能なんです。ですからいろいろ意見はありますけれども、事業進めながら一つ一つクリアしていく、解決していく、そうでなかったらこういう大きい事業を進めることはできません。私は、それが一番懸念されることであります。三春町ではできない。しかも、広域から抜けたような状況になったならばね、自ら一番困るのは三春町だけですから。田村市や小野はね、東部の施設は田村市と小野の施設ですからね。西部は田村市と三春ですけれども。ですから、三春がやめんなら抜けたっていいよ、三春は三春でやってくださいよなんて言われたならば、田村は小野と一緒にやりますからって、そういう話に持っていかれるような今懸念をしてみると、そしたら三春のごみは一体将来どうなんでしょうかって、どうすんでしょうか、そういう今懸念をしているところでありますので、十分審査をしていただいて、私はとにかく可決をしてほしいと、そのようにお願いを申し上げて説明いたします。よろしくお願いいたします。

..... 議案の質疑

○議長 日程第5により、会議規則第37条の規定により「提出議案に対する質疑」を行います。

これは、議案第1号の提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ここで議案調査のため、暫時休憩いたします。関係者の方は全員協議会室へご移動願います。なお、再開は追って連絡いたします。

..... 休 憩

(休憩 午前11時03分)

<休憩>

(再開 午後0時59分)

.....・再 開・.....

○議長 それでは、休憩を閉じて、休憩前に引き続き再開いたします。

.....議案の審議.....

○議長 日程第6により、議案の審議を行います。

議案第1号「田村広域行政組合規約の変更について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、全体会で審査いたしました、更に審査が必要との意見が多かったため、「継続審査」としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は「継続審査」とすることに決定しました。

○議長 以上で、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

.....町 長 挨拶.....

○議長 ここで、町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長。

○町長 ただいま、継続と、こういうふうな結論を出されました。先ほども申し上げましたけれども、今回の議案につきましては、継続審査はありません。したがって、広域として今後どのような取組をされるのか全く不透明な状況でございます。三春町のごみ処理についてですね、どう捉えていったらいいの非常に不透明になりました。

しかし、町的意思決定機関は議会であります。議会で議決されたもののみを町は執行すると、こういうふうなことでありますので、やむを得ないと、このように思います。本当にご苦勞様でした。

.....閉 会 宣 言.....

○議長 これをもって、平成30年第1回三春町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

(閉会 午後1時01分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年1月31日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 鈴 木 利 一

署 名 議 員 佐 藤 一 八

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 1 号	田村広域行政組合格約の変更について	全 員	継続審査